車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示の取消

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第１号

平成26年12月18日（号外第283号）掲載の「車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示」は取消します。

平成 27 年 1 月 21 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第２号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 27 年 1 月 21 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
東関東自動車道水戸線	**茨**城県鉾田市紅葉から **茨**城県東**茨**城郡**茨**城町鳥羽田まで

２．指定する期日

平成27年１月21日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部（丙保有の甲株式一千株を含む）を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年三月一日であり、甲、乙、丙、丁及び戊の株主総会の承認決議は平成二十七年二月六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月三日
掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月三日
掲載頁　八十六頁（号外第一五〇号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月三日
掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月三日
掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月三日
掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

平成二十七年一月二十一日
東京都港区六本木六丁目一五番二一号
（甲）株式会社ニッポンムーピー
代表取締役　高尾　敏郎

東京都港区六本木六丁目一五番二一号
（乙）株式会社ティーシー・マックス
代表取締役　三上　司

東京都渋谷区代々木二丁目一四番七号
（丙）株式会社ニッポンムーピー
代表取締役　嶋崎　忠康

東京都港区六本木六丁目一五番二一号
（丁）株式会社ニッポンムーピー大阪
代表取締役　嶋崎　忠康

東京都港区六本木六丁目一五番二一号
（戊）株式会社ニピックク
代表取締役　嶋崎　忠康

合併公告

左記会社は合併して甲はその全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年三月一日であり、甲、乙および丙の株主総会の承認決議は平成二十七年二月二十六日に予定しておりますが、甲、乙および丙の株主総会決議は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、甲、乙および丙の